

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 福山市高齢者生活支援ネットワーク事業（以下「事業」という。）は、日常生活において支援を必要とする高齢者に対し、生活支援サービスの提供が可能な事業者（以下「協力事業者」という。）をネットワーク登録し、協力事業者の情報を市のホームページに掲載するとともに、地域包括支援センター等へ情報提供することにより、円滑なサービス利用に繋げ、地域で支援を必要とする高齢者の課題解決を図ることを目的とする。

(協力事業者)

第2条 協力事業者は、生活支援サービスの提供が可能かつ福山市内に事業所または法人を有する者で、次に掲げる者をいう。

- (1) 営利法人
- (2) 社会福祉法人
- (3) 特定非営利活動法人（NPO法人）
- (4) ボランティア団体
- (5) その他、市長が適当と認める者

(生活支援サービスの内容)

第3条 協力事業者が提供する生活支援サービスの内容は、地域において、高齢者が自立した日常生活を送るうえで生じる困りごとを解決するためのサービスとする。

(協力事業者の登録)

第4条 事業に協力する意思がある事業者は、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 福山市高齢者生活支援ネットワーク事業協力事業者登録申請書（様式1-1）
- (2) 事業者情報・サービス内容（様式1-2）
- (3) 事業者詳細情報（様式1-3）

2 市長は、登録申請書を受理した場合は、記載内容を審査したうえで登録台帳に登録するとともに、福山市高齢者生活支援ネットワーク事業協力事業者登録決定通知書（様式2）により協力事業者に通知するものとする。

(登録の認定基準及び誓約)

第5条 登録の認定基準は次のとおりとし、登録申請を行う場合は、基準の遵守について誓約しなければならない。

- (1) 代表者、責任者が明確であること。
- (2) 事業に対応出来る人員が確保できていること。
- (3) 継続的なサービス提供に対応できること。
- (4) 依頼に対して迅速な対応ができること。
- (5) 安価なサービス提供に努め、料金体系及び請求内容が明確であること。
- (6) トラブルの解決を自ら図り、事業者として全責任を負えること。
- (7) サービス利用者の状態に異常があった場合、医療機関、警察等、関係機関への通

報ができること。

(登録内容の変更)

第6条 協力事業者は、前条の規定により登録した内容に変更が生じたときは、速やかに福山市高齢者生活支援ネットワーク事業協力事業者登録内容変更届(様式3)により、市長に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第7条 協力事業者は、登録を辞退しようとするときは、福山市高齢者生活支援ネットワーク事業協力事業者登録辞退届(様式4)により、市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、協力事業者として適当でないと認めるときは、第4条の規定による登録を取り消すものとする。

(市長の役割)

第9条 市長は、事業の啓発、協力事業者の育成及び指導、サービスの質の向上のための研修の実施等、事業を円滑に運営するための総合調整を行うものとする。

2 市長は、第4条の規定により登録した協力事業者の情報を、市のホームページへ掲載し、広く周知を図るものとする。

3 市長は、第4条の規定により登録した協力事業者の情報を、地域包括支援センター等に提供するものとする。

(地域包括支援センターの役割)

第10条 地域包括支援センターは、日々の総合相談支援業務において、地域の高齢者から相談を受けるなかで、必要に応じて、前条に定める情報に基づき、適切なサービス利用に繋げるものとする。

(協力事業者の役割)

第11条 協力事業者は、サービス利用を希望する高齢者(以下「利用者」という。)や、地域包括支援センターからサービス提供依頼を受けた場合は、速やかに利用者の状況を確認し、適切なサービスを提供するものとする。

2 協力事業者は、サービスを提供する際は、利用者の心身の状況や生活実態の把握に努め、異変を発見した場合は地域包括支援センターに連絡する等、関係機関と連携を図るものとする。

3 協力事業者は、事業を実施するにあたっては、高齢者の生活実態に鑑み、親切丁寧な対応と安価な料金設定によるサービス提供に努めるものとする。

(利用料)

第12条 前条の規定により提供するサービスの利用料は、協力事業者が定めるものとし、第4条の規定により登録した額とする。

2 サービスの利用料は、全額利用者が負担するものとする。

3 利用料の徴収は、協力事業者の責において行うものとする。

(守秘義務)

第13条 協力事業者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）8月4日から施行する。

(様式 1-1)

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業協力事業者登録申請書

年 月 日

福 山 市 長 様
(高齢者支援課)

申請者 住 所
事業者名
代表者名
(担当者)
(連絡先)

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業に協力したいので、福山市高齢者生活支援ネットワーク事業実施要綱第4条に基づき、関係書類を添えて、登録を申請します。

【関係書類】

- (1) 事業者情報・サービス内容 (様式 1-2)
- (2) 事業者詳細情報 (様式 1-3)

※次の事項を誓約のうえ提出してください。

誓約事項

事業の実施にあたっては、関係法令及び福山市高齢者生活支援ネットワーク事業実施要綱に基づき、適切にサービス提供するとともに要綱第5条の認定基準を満たすことを誓約します。

また、要綱第8条の規定により、登録を取消されても何ら異議を申しません。

事業者名
代表者名

(様式1-2) 事業者情報・サービス内容

1 事業者情報について

事業者名	連絡先

2 サービス内容について

対応できるサービスに「●」を記入してください。（「●」以外は不可）

- ・「病院付添」・「買い物同行」は事業者の車での送迎は対象としていません。
- ・「ごみ出し全般」欄は「一般廃棄物（固形状）収集運搬業許可」を取得している者のみが対象となります。
- ・「その他」欄はサービス項目に該当しないが、生活支援につながるサービスを実施している場合に、内容を簡潔に記入してください。

(1) サービス内容

自宅内でのお手伝い		自宅外でのお手伝い		買い物のお手伝い		清掃等のお手伝い		移動販売		ごみ出し関係		その他 (特徴的なもの)
洗濯	調理	住まいのトラブル	病院付添	代行	同行	草取り 剪定	片付け 分別 室内掃除	食料品	食料品 以外	ごみ出し 全般	ごみステーション までのごみ出し	

(2) 移動販売に「●」がある場合は、商品分類に「●」を記入してください。

※(2)に記入 ※(3)に記入

食料品					食料品以外			その他(特徴的なもの)
野菜	精肉	鮮魚	惣菜	その他	日用品	衣類	その他	

(3) ごみ出し全般に「●」がある場合は、「一般廃棄物（固形状）収集運搬業許可」の法人名及び許可年月日を記入してください。

法人名	
許可年月日	

(事業者の名称)

事業者の情報

事業所の住所	
福山市内の 対応エリア	

(電話がつながる) 営業日	
(電話がつながる) 営業時間	
電話番号	

主なサービス内容と料金

内容	料金
	円
	円
	円
	円
	円

※写真添付

☆内容・料金についての補足説明

事業者からのひとことPR

(様式2)

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業協力事業者登録決定通知書

年 月 日

様

福 山 市 長

(保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課)

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業の協力事業者として、登録を決定しましたので通知します。

(様式3)

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業協力事業者登録内容変更届

年 月 日

福 山 市 長 様
(高齢者支援課)

届出者 住 所
事業者名
代表者名

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業の登録内容に変更がありましたので届けます。

1 変更年月日 年 月 日

2 変更の内容

	変更前	変更後
事業者の名称		
事業所の住所		
福山市内の 対応エリア		
営業日		
営業時間		
電話番号		
サービス 内容と料金		

※変更があった項目のみ記入してください。

※変更に伴い修正が必要な様式(様式1-2・様式1-3)を添付してください。

(様式4)

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業協力事業者登録辞退届

年 月 日

福 山 市 長 様
(高齢者支援課)

届出者 住 所
事業者名
代表者名

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業の協力事業者としての登録を辞退しますので届けます。

辞退年月日	年 月 日
辞退の理由	